

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請手続（新規）の提出書類について

（１）全員提出が必要となる書類

No.	提出書類	留意事項
①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	・申請者は原則、受診者が加入する医療保険の被保険者となっている保護者になりますが、受診者が加入する医療保険が国民健康保険や国民健康保険組合の場合は、同一の医療保険に加入する保護者のうち現に受診者を扶養している方を申請者としてください。 ・裏面もご記入ください。 ・受診者が18歳以上の成年患者の場合は、申請者が原則、受診者本人になります。 ・複数の疾病で申請される場合は、1枚の申請書に申請する疾病名全てを記入してください。 ・窓口に来られる方が、申請者と異なる場合は、委任状（法定代理人の場合は、戸籍謄本など）が必要になります。詳細はNo.⑬、⑭をご確認ください。
②	申請者の本人確認ができる書類（個人番号確認） ※確認後、お返しします。	以下のいずれか1つが必要です。 個人番号カード、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合）、個人番号が記載された住民票 ※個人番号通知書は番号確認書類としては利用できません。
③	申請者の本人確認ができる書類（身元確認） ※確認後、お返しします。	・1点だけでよいもの（写真付きのもの） 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、写真付き社員証 など ・2点での確認が必要なもの（氏名と、住所又は生年月日が記載されているもの） 資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書、源泉徴収票 など ※委任状等により、受任者（代理人）がご提出いただく場合は不要です。
④	受診者の個人番号が確認できる書類 ※確認後、お返しします。	No.②と同じ
⑤	医療意見書 ※対象疾病ごとに様式が決まっています。	・「小児慢性特定疾病指定医」の記載があるものが必要になりますので、医療機関に依頼してください。 - なお、様式につきましては、「小児慢性特定疾病情報センターホームページ（http://www.shouman.jp/）」からダウンロードできます。 ・複数の対象疾病に罹患している場合、基本的に対象疾病ごと医療意見書が必要になりますが、たとえば、対象疾病である原疾病Aによって発現している対象疾病Bや対象疾病Cがある場合は、原疾病Aのみの医療意見書を提出していただければ結構です。

⑥	研究等への利用についての 同意書									
⑦	世帯員の医療保険情報の確認 できるものの写し	以下のいずれか1つが必要です。 ・「資格確認書」の写し ・「資格情報のお知らせ」の写し （医療保険の保険者から交付されます。） ・「医療保険の資格情報」の印刷 （マイナポータルからダウンロードできます。） 受診者が加入する医療保険の種別により、当該書類を提出いただく 対象者が異なります。 <table><tr><th>医療保険種別</th><th>当該書類を提出いただく対象者</th></tr><tr><td><u>国民健康保険</u> 例) 〇〇市（町村）国民健康保険</td><td><u>受診者及び受診者と同じ国民健康保険に加入さ れている方全員分</u></td></tr><tr><td><u>国民健康保険組合</u> 例) 全国〇〇業国民健康保険組合</td><td><u>受診者及び受診者と同じ国民健康保険組合に加 入されている方全員分</u></td></tr><tr><td><u>被用者保険（社会保険）</u> 例) 全国健康保険協会〇〇支部 例) 〇〇健康保険組合 例) 〇〇共済組合</td><td><u>受診者及び被保険者分</u></td></tr></table>	医療保険種別	当該書類を提出いただく対象者	<u>国民健康保険</u> 例) 〇〇市（町村）国民健康保険	<u>受診者及び受診者と同じ国民健康保険に加入さ れている方全員分</u>	<u>国民健康保険組合</u> 例) 全国〇〇業国民健康保険組合	<u>受診者及び受診者と同じ国民健康保険組合に加 入されている方全員分</u>	<u>被用者保険（社会保険）</u> 例) 全国健康保険協会〇〇支部 例) 〇〇健康保険組合 例) 〇〇共済組合	<u>受診者及び被保険者分</u>
医療保険種別	当該書類を提出いただく対象者									
<u>国民健康保険</u> 例) 〇〇市（町村）国民健康保険	<u>受診者及び受診者と同じ国民健康保険に加入さ れている方全員分</u>									
<u>国民健康保険組合</u> 例) 全国〇〇業国民健康保険組合	<u>受診者及び受診者と同じ国民健康保険組合に加 入されている方全員分</u>									
<u>被用者保険（社会保険）</u> 例) 全国健康保険協会〇〇支部 例) 〇〇健康保険組合 例) 〇〇共済組合	<u>受診者及び被保険者分</u>									
⑧	世帯員の個人番号が確認で きる書類 ※確認後、お返しします。	・以下のいずれか1つが必要です。 個人番号カード、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない 場合）、個人番号が記載された住民票 ※個人番号通知書は番号確認書類としては利用できません。 なお、受診者が加入する医療保険の種別により、当該書類を提出 いただく対象者が異なりますのでご注意ください。 <table><tr><th>医療保険種別</th><th>当該書類を提出いただく対象者</th></tr><tr><td><u>国民健康保険</u> 例) 〇〇市（町村）国民健康保険</td><td>受診者と同じ国民健康保険に加入されている方 全員分</td></tr><tr><td><u>国民健康保険組合</u> 例) 全国〇〇業国民健康保険組合</td><td>受診者と同じ国民健康保険組合に加入されてい る方全員分</td></tr><tr><td><u>被用者保険（社会保険）</u> 例) 全国健康保険協会〇〇支部 例) 〇〇健康保険組合 例) 〇〇共済組合</td><td>被保険者分（原則、申請者と同一の方となります が、申請者と別の方が被保険者となる場合、その 被保険者の方の分が必要になります。）</td></tr></table>	医療保険種別	当該書類を提出いただく対象者	<u>国民健康保険</u> 例) 〇〇市（町村）国民健康保険	受診者と同じ国民健康保険に加入されている方 全員分	<u>国民健康保険組合</u> 例) 全国〇〇業国民健康保険組合	受診者と同じ国民健康保険組合に加入されてい る方全員分	<u>被用者保険（社会保険）</u> 例) 全国健康保険協会〇〇支部 例) 〇〇健康保険組合 例) 〇〇共済組合	被保険者分（原則、申請者と同一の方となります が、申請者と別の方が被保険者となる場合、その 被保険者の方の分が必要になります。）
医療保険種別	当該書類を提出いただく対象者									
<u>国民健康保険</u> 例) 〇〇市（町村）国民健康保険	受診者と同じ国民健康保険に加入されている方 全員分									
<u>国民健康保険組合</u> 例) 全国〇〇業国民健康保険組合	受診者と同じ国民健康保険組合に加入されてい る方全員分									
<u>被用者保険（社会保険）</u> 例) 全国健康保険協会〇〇支部 例) 〇〇健康保険組合 例) 〇〇共済組合	被保険者分（原則、申請者と同一の方となります が、申請者と別の方が被保険者となる場合、その 被保険者の方の分が必要になります。）									

(2) 該当する方のみ必要となる書類 【(1) の書類に追加して提出いただくもの】

No.	提出書類	留意事項
⑨	重症患者認定申告書	・ 認定基準をご確認いただき、対象となる可能性がある場合は、提出してください。 ・ 認定されると月額自己負担上限額が軽減される場合があります。 ・ 受診者が身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの場合、そのコピーを添付してください。
⑩	人工呼吸器等装着者証明書	・ 認定基準をご確認いただき、対象になる可能性がある場合は、<u>医療意見書と併せて医療機関に記載を依頼してください。</u> ・ 認定されると、月額自己負担上限額が軽減されます。
⑪	受診者が指定難病を受給している場合、又は受診者と同じ世帯に小児慢性特定疾病、指定難病を受給している方がいる場合に、その受給者証の写し	・ 世帯とは、受診者及び受診者との同一の医療保険に加入されている方となります。 ・ 世帯内の受給者で、月額自己負担上限額を按分します。
⑫	委任状 ※窓口に来られる方が法定代理人の場合は、戸籍謄本など	窓口に来られる方が、申請者と異なる場合に必要です。
⑬	受任者（代理人）の身元確認ができる書類 ※上記、委任状等を提出する方のみ必要 ※確認後、お返しします。	・ <u>1 点だけでよいもの（写真付きのもの）</u> 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、写真付き社員証 など ・ <u>2 点での確認が必要なもの（氏名と、住所又は生年月日が記載されているもの）</u> 資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書、源泉徴収票 など
⑭	市町村民税課税内容証明書（全部の事項が記載されているもの）	・ 被保険者が 1 月 1 日時点（1～6 月申請の場合は前年、7～12 月申請の場合は同年）で長野市外在住の者 ・ 被保険者が市町村民税世帯非課税者に該当する場合。 ※医療保険種別が、国民健康保険および国民健康保険組合に該当する場合は提出不要。
⑮	障害年金等の受給額が確認できる書類	・ 医療保険における世帯の市町村民税が非課税であり、申請者が障害年金等を受給している場合に必要です。 ・ 受給額が確認できる書類 ＝（振込通知書又は証書の写し）＋振込先口座の通帳 【対象となる障害年金等】 各種障害年金、各種障害給付、各種遺族年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当 等
⑯	生活保護受給証明書	・ 生活保護を受給している場合に必要です。 ・ 担当のケースワーカーへ依頼してください。